

神奈川県強度行動障害対策事業実施要綱

(目的)

第1条 神奈川県強度行動障害対策事業（以下「事業」という。）は、激しい行動障害を頻回に示し、日常生活に困難が生じている状態（以下「強度行動障害」という。）にある障害児者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、実施施設が適切な相談・生活支援等を行うとともに、関係機関、家族及び地域との連携を推進することにより、障害児者の生活を支え、福祉の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、神奈川県とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、知的障害や自閉症等であって、多動、自傷、異食等、生活環境への不適応行動を頻回に示すため、適切な支援を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難がある障害児者とする。

(実施施設)

第4条 事業の実施施設は、中井やまゆり園、子ども自立生活支援センター、三浦しらとり園、津久井やまゆり園、愛名やまゆり園及び七沢学園とする。

2 前項のうち、中井やまゆり園を中核施設とする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域生活移行に関する取組
- (2) 強度行動障害対策生活支援事業
- (3) 在宅障害児者への支援
- (4) 強度行動障害に関する相談及び助言
- (5) 予防的支援に関する取組
- (6) 事業に関する啓発・普及
- (7) 強度行動障害に関する研修及び研究

(役割分担)

第6条 実施施設は、前条に規定する事業内容を実施する。

2 中核施設である中井やまゆり園は、前項のほか、実施施設の利用にかかる連絡調整及び第5条第1項第7号の中心的役割を担うものとする。

(連絡調整会議)

第7条 事業を円滑かつ効果的に実施することを目的として、「強度行動障害対策連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

2 連絡調整会議に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の配置)

第8条 第5条に規定する事業の実施にあたっては、各施設に必要な強度行動障害対策事業担当職員を配置する。

(報告)

第9条 本事業の実施施設は、翌年度4月末までに当該年度の事業実施状況等の報告書を障害サービス課長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日より施行する。